

## 特別警報・暴風警報発令時等における児童の安全確保について

日頃は、本校の教育活動についてご理解とご支援をいただき、ありがとうございます。台風の接近により、児童の登下校について心配なところです。年度初めにクリーム色のプリント「暴風警報発令時等における児童の安全確保について」のお知らせを出させていただいているところですが、再度次のように確認させていただきます。

### 〔登校の判断〕

- ① 横須賀市を含む地域に「特別警報・暴風警報」が、午前6時の時点で発令継続中の場合は、当日を臨時休業とします。また、午前6時から登校時刻（午前8時20分）までの間に「特別警報・暴風警報」が発令された場合も同じく臨時休業とします。なお、臨時休業措置は、当日一日を意味しますので、途中で天候が回復しても変更はいたしません。
- ② 「暴風警報」を伴わない「大雨警報」・「大雪警報」・「その他の警報」等の場合には、状況により学校で臨時休業等の判断をいたします。なお、学校としての判断としてのほかに、安全上の配慮からご家庭で自宅待機の判断をされた場合は、欠席扱いとはなりません。

### 〔登校後に特別警報・暴風警報が発令された場合〕

- ① 児童の登校後に「特別警報・暴風警報」が発令された場合は、学校が判断をし、授業時間を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。また、「暴風警報」を伴わない「その他の警報」等の場合でも、学校が状況判断をし、授業時間の繰り上げの措置をとることがあります。
- ② ただし、下校する時間が危険だと判断した場合は、学校待機させるなどの安全措置を取ることがあります。

※ 登校後に特別警報・暴風警報が発令された場合、学級緊急連絡網（二重枠）を使用し、ご家庭に対応内容をお知らせします。

また、「まちComiメール」でも、お知らせいたします。

※ 引き取りになったときの対応については、児童個人票に書いていただいた方で結構です。引き取りがない場合は、引き取りがあるまで、または状況が回復するまで、学校でおあずかりいたします。